

横浜市資産指令第5047号
平成29年9月25日

許可番号 第05620000728号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号
氏名 三友プラントサービス 株式会社
代表取締役 小松 和史 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日
許可の有効年月日

平成25年6月1日
平成32年5月31日

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 脱水：汚泥 以上1種類
- (2) 焼却：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん 以上13種類
- (3) 油水分離：汚泥、廃油 以上2種類
- (4) 中和・還元・不溶化：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む） 以上3種類
- (5) 再生：廃酸 以上1種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地
神奈川県横浜市金沢区幸浦2-5-3

処理施設の概要

- (1) 脱水施設 1基 (28 m³/日)
設置年月日：平成15年5月30日 許可年月日：平成15年5月21日
許可番号：20024
産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類
- (2) 焼却施設 1基 (21 t/日)
設置年月日：平成15年5月30日 許可年月日：平成15年5月21日
許可番号：20021
産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん 以上13種類
- (3) 油水分離施設 1基 (20 m³/日)
設置年月日：平成15年5月30日 許可年月日：平成15年5月30日
許可番号：20023

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物の種類：汚泥、廃油 以上2種類

(4) 中和・還元・不溶化施設 1基 (60 m³/日)

設置年月日：平成15年 5月30日 許可年月日：平成15年 5月21日

許可番号：20022

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、
廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(5) 再生施設 1基 (60 m³/日)

設置年月日：昭和62年 6月 1日

産業廃棄物の種類：廃酸 以上1種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、720.74m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 6月 1日 新規許可

平成25年 6月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無